

地方公務員の定年引上げについて

1 地方公務員法の一部を改正する法律の趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等が設けられたところである。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされており、今般、定年の引上げに合わせて、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずる法律改正を行うものである。

2 地方公務員法の一部を改正する法律の概要

令和3年6月11日付け総行公第47号による総務大臣発出「地方公務員法の一部を改正する法律の公布について（通知）」の抜粋（別紙のとおり）

3 スケジュール

令和3年	6月	地方公務員法の一部を改正する法律の公布
令和4年	3月まで	特別区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京清掃労働組合との統一交渉（予定）
令和4年	統一交渉後	（必要に応じ）墨田区職員労働組合及び東京清掃労働組合墨田支部との各区交渉（予定）
令和4年	6月	条例等の整備（6月議会提案予定）（ ）
令和4年	条例等整備後	対象職員への周知
令和5年	4月	定年引上げの実施

条例等の整備に係る議会提案時期については、国等の動向に伴い、9月以降の議会に変更となる可能性がある。

4 今後の条例改正

令和4年度墨田区議会定例会6月議会に関連する条例の改正等の提案を予定している。

【改正等を予定している主な条例】

職員の定年等に関する条例

職員の再任用に関する条例

職員の給与に関する条例

職員の退職手当に関する条例

上記のほか、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の所要の規定整備を行う予定である。